平成30年度　維持管理状況（4月掲載）

＜第三者機関による測定結果＞

清掃工場名	焼却（処理）能力	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度（O_2 12％換算）				
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀
	t/日					g/m³N	ppm	ppm	ppm	μg/m³N
有　明	400	1号炉	平成31年2月26日	煙突中段	平成31年3月25日	不検出	37	不検出	不検出	0.09
		2号炉	平成31年2月27日		平成31年3月25日	不検出	37	不検出	不検出	0.09
千　歳	600	1号炉	平成31年2月20日		平成31年3月25日	不検出	54	5	7	0.38
江戸川	600	1号炉								
		2号炉	平成31年2月8日		平成31年3月25日	不検出	35	不検出	不検出	0.11
墨　田	600	1号炉								
北	600	1号炉								
新江東	1,800	1号炉	平成31年2月18日		平成31年3月25日	不検出	39	不検出	不検出	0.52
		2号炉								
		3号炉								
港	900	1号炉	平成31年2月5日		平成31年3月25日	不検出	36	不検出	不検出	0.34
		2号炉	平成31年2月6日		平成31年3月25日	不検出	40	不検出	不検出	0.17
		3号炉								
豊　島	400	1号炉	平成31年2月28日		平成31年3月25日	不検出	32	不検出	不検出	0.22
		2号炉	平成31年2月12日		平成31年3月25日	不検出	34	不検出	不検出	0.44
渋　谷	200	1号炉								
中　央	600	1号炉								
		2号炉								
板　橋	600	1号炉								
		2号炉								
多摩川	300	1号炉	平成31年2月21日		平成31年3月25日	不検出	35	不検出	不検出	0.47
		2号炉	平成31年2月22日		平成31年3月25日	不検出	35	不検出	不検出	0.43
足　立	700	1号炉	平成31年2月14日		平成31年3月25日	不検出	39	不検出	不検出	0.47
		2号炉	平成31年2月15日		平成31年3月25日	不検出	38	不検出	不検出	0.32
品　川	600	1号炉	平成31年2月25日		平成31年3月25日	不検出	37	不検出	不検出	0.12
		2号炉								
葛　飾	500	1号炉	平成31年2月7日		平成31年3月25日	不検出	29	不検出	不検出	0.34
		2号炉								
世田谷	300	1号炉								
		2号炉	平成31年2月19日		平成31年3月25日	不検出	26	不検出	不検出	0.20
大　田	600	1号炉								
		2号炉	平成31年2月4日		平成31年3月25日	不検出	31	不検出	不検出	0.19
練　馬	500	1号炉								
		2号炉								
杉　並	600	1号炉								
		2号炉	平成31年2月1日		平成31年3月25日	不検出	40	不検出	不検出	0.81

注：「不検出」とは定量下限値未満を示します。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。

平成30年度　維持管理状況（4月掲載その2）

＜第三者機関による測定結果＞

清掃工場名	焼却（処理）能力	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度（O_2 12％換算）				
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀
	t/日					g/㎥N	ppm	ppm	ppm	μg/㎥N
有　明	400	1号炉		煙突中段						
		2号炉								
千　歳	600	1号炉								
江戸川	600	1号炉								
		2号炉								
墨　田	600	1号炉								
北	600	1号炉								
新江東	1,800	1号炉								
		2号炉	平成31年3月4日		平成31年3月26日	不検出	40	不検出	不検出	0.29
		3号炉	平成31年3月5日		平成31年3月26日	不検出	36	不検出	不検出	0.91
港	900	1号炉								
		2号炉								
		3号炉	平成31年3月7日		平成31年3月26日	不検出	39	不検出	不検出	0.36
豊　島	400	1号炉								
		2号炉								
渋　谷	200	1号炉								
中　央	600	1号炉	平成31年3月14日		平成31年3月26日	不検出	40	不検出	不検出	0.17
		2号炉	平成31年3月15日		平成31年3月26日	不検出	40	不検出	不検出	0.06
板　橋	600	1号炉								
		2号炉	平成31年3月13日		平成31年3月26日	不検出	36	不検出	不検出	0.23
多摩川	300	1号炉								
		2号炉								
足　立	700	1号炉								
		2号炉								
品　川	600	1号炉								
		2号炉								
葛　飾	500	1号炉								
		2号炉								
世田谷	300	1号炉	平成31年3月11日		平成31年3月26日	不検出	13	不検出	不検出	0.14
		2号炉	平成31年3月12日		平成31年3月26日	不検出	34	不検出	不検出	0.34
大　田	600	1号炉	平成31年3月6日		平成31年3月26日	不検出	30	不検出	不検出	0.35
		2号炉								
練　馬	500	1号炉	平成31年3月8日		平成31年3月26日	不検出	36	不検出	不検出	0.39
		2号炉	平成31年3月1日		平成31年3月26日	不検出	36	不検出	不検出	0.10
杉　並	600	1号炉	平成31年3月18日		平成31年3月26日	不検出	39	不検出	不検出	1.1
		2号炉								

注：「不検出」とは定量下限値未満を示します。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。

平成30年度　維持管理状況（4月掲載）

＜第三者機関による測定結果＞

清掃工場名等	焼却（処理）能力	炉番号	維持管理計画値	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	排ガス中のダイオキシン類濃度（O_2 12%換算）
	t/日		ng-TEQ/㎥N				ng-TEQ/㎥N
有　明	400	1号炉	1		煙突中段		
		2号炉	1	平成31年2月27日		平成31年3月25日	0.000078
千　歳	600	1号炉	1	平成31年1月31日		平成31年3月25日	0.00000054
江戸川	600	1号炉	1				
		2号炉	1	平成31年2月8日		平成31年3月25日	0.0012
墨　田	600	1号炉	1				
北	600	1号炉	1				
新江東	1,800	1号炉	1				
		2号炉	1	平成31年3月4日		平成31年3月25日	0.00000017
		3号炉	1				
港	900	1号炉	1	平成31年2月5日		平成31年3月25日	0.00000020
		2号炉	1				
		3号炉	1				
豊　島	400	1号炉	0.5	平成31年2月28日		平成31年3月25日	0.000051
		2号炉	0.5	平成31年1月24日		平成31年3月25日	0.000018
渋　谷	200	1号炉	0.1				
中　央	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
板　橋	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
多摩川	300	1号炉	0.1	平成31年2月21日		平成31年3月25日	0.00000067
		2号炉	0.1				
足　立	700	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1	平成31年2月15日		平成31年3月25日	0.00000061
品　川	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
葛　飾	500	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
世田谷	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1	平成31年3月4日		平成31年3月25日	0.000034
大田	600	1号炉	0.1	平成31年3月6日		平成31年3月25日	0.00000065
		2号炉	0.1	平成31年2月4日		平成31年3月25日	0.000000087
練馬	500	1号炉	0.1	平成31年1月28日		平成31年3月25日	0.00000054
		2号炉	0.1	平成31年1月29日		平成31年3月25日	0.00000013
		2号炉	0.1	平成31年3月1日		平成31年3月25日	0.000000060
杉並	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1	平成31年2月1日		平成31年3月25日	0.00059

注：　維持管理計画値とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき届け出た値をいいます。これは、清掃工場等の維持管理のために自ら設定した管理値です。塗りつぶしした部分は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準値を示します。